

生駒市選挙管理委員会告示第2号

生駒市農業委員会の委員の選挙に関する投票区の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年1月15日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市農業委員会の委員の選挙に関する投票区の告示の一部を改正する告示

生駒市農業委員会の委員の選挙に関する投票区の告示（平成5年5月生駒市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

投票区	区 域
第1投票区	高山町、ひかりが丘1丁目、ひかりが丘2丁目、ひかりが丘3丁目、鹿畑町、鹿ノ台東1丁目、鹿ノ台東2丁目、鹿ノ台東3丁目、鹿ノ台西1丁目、鹿ノ台西2丁目、鹿ノ台西3丁目、鹿ノ台南1丁目、鹿ノ台南2丁目、鹿ノ台北1丁目、鹿ノ台北2丁目、鹿ノ台北3丁目、美鹿の台、上町、北大和1丁目、北大和2丁目、北大和3丁目、北大和4丁目、北大和5丁目、真弓1丁目、真弓2丁目、真弓3丁目、真弓4丁目、真弓南1丁目、真弓南2丁目、あすか野北1丁目、あすか野北2丁目、あすか野北3丁目、あすか野南1丁目、あすか野南2丁目、あすか野南3丁目、あすか台、白庭台1丁目、白庭台2丁目、白庭台3丁目、白庭台4丁目、白庭台5丁目、白庭台6丁目、北田原町、西白庭台1丁目、西白庭台2丁目、西白庭台3丁目、南田原町
第2投票区	生駒台北、生駒台南、小明町、新生駒台、松美台、喜里が丘1丁目、喜里が丘2丁目、喜里が丘3丁目、光陽台、俵口町、西松ヶ丘、東松ヶ丘、桜ヶ丘、谷田町、辻町、軽井沢町、北新町、新旭ヶ丘、仲之町、西旭ヶ丘、東旭ヶ丘、東新町、本町、元町1丁目、元町2丁目、門前町、山崎町、山崎新町、中菜畑1丁目、中菜畑2丁目、菜畑町、西菜畑町、東生駒1丁目、東生駒2丁目、東生駒3丁目、東生駒4丁目、東生駒月見町、東菜

	畑 1 丁目、東菜畑 2 丁目、緑ヶ丘
第 3 投票区	青山台、有里町、小倉寺町、小瀬町、鬼取町、大門町、西畑町、萩原町、藤尾町、壺分町、さつき台 1 丁目、さつき台 2 丁目、南山手台、乙田町、小平尾町、萩の台、萩の台 1 丁目、萩の台 2 丁目、萩の台 3 丁目、萩の台 4 丁目、萩の台 5 丁目、東山町

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。